

「鎌倉都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の変更」に対する公述意見の要旨と市の考え方

公聴会 令和7年3月19日（水） 市役所第3分庁舎1階 講堂

公述人

	公述意見の要旨	市の考え方
①	計画書（原案）の「面積」については、ごみ焼却場約0.4haがごみ処理場の変更では約0.5haとなっている。ごみ焼却場として利用されていた際も駐車場や粗大ごみを持ち込む場所として使用されていた範囲が面積約0.4haの中に反映されていなかった。ごみ処理場に変更する際に実際に使用している約0.5haに正すとしているが、今まで面積変更がなされないまま、ごみ焼却場を運用していたことに率直な疑問を抱いた。	昭和40年の都市計画決定当初においては、約0.4haの区域にごみ焼却場を築造しました。その後、平成29年度に既存焼却場に隣接する約0.1haの土地に粗大ごみ持込施設を整備しています。この平成29年度に整備した施設については、都市計画決定が必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されたごみ焼却施設に該当しないため、都市計画変更手続は不要と判断しています。 今回の名越中継施設の整備に当たっては、本市の廃棄物処理の中核をなす施設となるため、都市計画変更手続を行うものです。
②	鎌倉市は今後自区内処理をやめ、焼却場を持たず、他市あるいは民間にごみ処理は委託する。それに対する都市計画の変更の内容である。先般、鎌倉市議会で中継施設の業務委託について業者との随意契約の議案が承認された。新聞の報道でもあり、鎌倉市の業務とは別件であるが、契約する業者は、車両の積み替え業務に関わる事案で公正取引委員会の立ち入り検査を受けた業者である。約54億もの市民の税金を使う事業であるため、疑念を抱くような業者と契約をしたことに対して、市民としては危惧している。	契約に当たっては、法令等に基づき対応しており、施工事業者との契約締結時には市入札指名停止等取扱基準に規定する指名停止処分になっていないことから、市議会の議決をもって施工事業者と本契約を締結したものです。
③	逗子市が葉山町と一緒に生ごみ処理施設の稼働が遅れるため、鎌倉市から搬入するごみの量について、当初より減らさなければならなくなりました。ほかにも茅ヶ崎市や大和市にも燃やすごみの処理をしてもらうが、それでも足りない部分は、民間に処理を行ってもらう。民間での処理はコストも高く、今までより経費が高くなることに対して危惧している。さらに令和16年度には逗子市の焼却場も稼働停止になるので、将来の計画に対し、市民の不安がないように説明責任を果たして実行していただきたい。また、災害時のごみをどうするかという問題がある。今回の都市計画変更案件は、自区内で処理をしない、ごみ焼却場を持たないということを鎌倉市が選択したということを決するもの。市民としてはそれで果たして良いのかどうかということを、改めて市民にも告知しなければいけない。市民の声も拾い、検証していく必要があるのではないかと。	葉山町の生ごみ資源化処理施設の稼働は、当初計画していた時期よりも遅れますが、将来的に、必要な規模の施設を整備する予定です。また、本市では、人口減少や少子高齢化の進行、担い手不足、維持管理コストの増大等の廃棄物処理に関する様々な課題に対応するため、ごみ処理広域化により環境面、財政面を考慮した安定的なごみ処理体制の構築を目指しています。 施策の推進に当たっては、市民や事業者の経済的負担にも配慮し、分別・収集・処理手法の最適化を通じて、全体経費の圧縮に努めます。 逗子市既存焼却施設の稼働停止後の処理については、2市1町ごみ処理広域化実施計画に示すとおり、県が主導する広域化ブロックの区割り見直しや県内他市町村との連携も視野に入れ、安定的なごみ処理を継続できるよう検討を進めるとともに、市民周知に努めます。